

令和7年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時	令和7年4月22日（火）午後1時00分～午後2時15分
場 所	オンライン開催（市役所本庁第2会議室にて傍聴者に対して会議を公開）
出席者	大場委員、川元委員、高木委員、長光委員、西村委員、長谷川委員 馬場委員、久門委員、堀委員、向井委員、森委員（五十音順）
事務局	【はぐくみ創造推進室】 小田児童施設監査指導課長、村田監査指導係長、大嶋
事業所管課	【育成推進課】 家城放課後児童育成担当課長、山下担当係長、上林、松井 【子ども家庭支援課】 天野子育て推進担当課長、石井ひとり親家庭支援係長、三島
傍聴者	2名

議事の経過：

1 開会（事務局挨拶）

2 各委員紹介

※ 委員長、副委員長の選任を含む。

3 子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針について

※ 事務局から概要説明、質疑等なし

4 議題

指定管理者募集要項等について

事務局 今年度の選定対象施設については、次第に記載の児童館31施設、ひとり親家庭支援センター1施設、学童保育所7施設ですが、募集要項としましては、児童館の募集要項、葵児童館及びひとり親家庭支援センターの募集要項、学童保育所の募集要項、の3種類に分かれます。

はじめに、「令和7年度京都市児童館指定管理者募集要項」に基づき、説明いたします。

事務局 （募集要項の全体の概要を説明）

事業所管課 （育成推進課から施設の概要等を説明）

長光委員長 本日は、3種類の募集要項がございますので、募集要項ごとに審議し、採決させていただきます。

それでは、ただ今の「令和7年度京都市児童館指定管理者募集要項」の説明について、について、ご質問やご意見等を伺いますが、初めに本日ご欠席されている委員からのご意見の紹介をお願いします。

事務局 本日ご欠席の〇〇委員からご意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。

すべての募集要項に共通する意見として2点ございます。個別の募集要項に関する意見は3種類ともございませんでした。

1点目は、申請者からの質疑の回答時期と受付期間についてです。『現在の募集要項案では、質疑への回答が、質疑の受付期間終了後になっている。回答内容によっては、新たな疑問や確認事項が発生する可能性もあることから、質疑の回答時期および受付期間の設定について再考のうえ、回答時期と受付期間が適切に整合するよう配慮をお願いしたい』というご意見をいただきました。

このご意見について、事務局としましては、申請者からの質疑については、申請者に配慮し十分な受付期間を設定したうえで、本市から回答を行うこととしております。

例年、質疑内容については事務的なものが中心となっていることから、現行の運用において特に支障は生じていないものと考えております。

また、子ども若者はぐくみ局以外の指定管理施設の募集要項についても一部確認したところ、いずれも当局と同様の運用となっており、市で共通の取扱いとしていることも考えられます。

これらのことから、当局としましては、今年度においても現在記載の案のとおり運用とさせていただき、今後、事業者から変更を希望する声が聞かれた際などは、改めて見直しについて検討させていただきたいと考えております。

2点目は、審査体制の強化についてでございます。

『指定管理者の業務の質等を実質的に確保するためには、書類審査に加え、プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査の実施を必須とする対応をご検討いただきたい。書類審査のみに依拠した場合、形式的な評価にとどまり、提案内容の実効性や現場での実行力を十分に把握することが難しいというリスクがある。こうした観点から、審査プロセスにおいて多面的・実質的な

評価が可能となるよう、審査体制の整備と運用方針の見直しをご検討いただきたい。また、書類審査と実地調査等のバランス良い評点の設置の検討をお願いしたい。』というご意見をいただきました。

このご意見について、事務局といたしましては、本市指定管理者制度の運用については、全庁的に統一的な運用が図られるよう、市の運用基本指針が策定されておりますが、本指針においては、「非公募の場合又は競合がない場合を除き、プレゼンテーション審査を行う」とされており、これが現行運用のベースとなっております。

従前からこの運用をベースとしている理由としては、委員の皆様の負担軽減や業務の効率化に依拠するところが大きいと考えています。

このことから、当局としては、新たな取組みとしてご提案のあった実地調査は行わず、従前どおり、競合した場合のみプレゼン・ヒアリングを実施したいと考えています。

長 光 委 員 長 ありがとうございます。それでは、ご紹介いただいたご意見も踏まえ、募集要項に関するその他のご意見やご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 全 員 （意見等なし）

長 光 委 員 長 意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。
「令和7年度京都市児童館指定管理者募集要項」の取扱について、了承いただけますでしょうか。

委 員 全 員 （異議なし）

長 光 委 員 長 それでは、この案件については事務局及び所管課の説明のとおりと致します。

長 光 委 員 長 次に、「令和7年度京都市葵児童館及び京都市ひとり親家庭支援センター指定管理者募集要項」について審議します。
それでは事務局お願いします。

事務局 募集要項の審査項目等の概要や葵児童館の概要等については、先ほどの児童館と同様のため省略します。なお、先ほどの局審査指針の説明において申し上げましたとおり、葵児童館及びひとり親家庭支援センターの募集要項については、合築施設として、両施設を一体的に審査するため、一部の審査項目においては、「児童館」と、ひとり親家庭支援センターなどの「母子・父子福祉施設」それぞれの種別ごとに取組実績や計画を記載する仕様になっています。

それでは、ひとり親家庭支援センターの概要等について、所管課から説明させていただきます。

事業所管課 (子ども家庭支援課から施設の概要等を説明)

長光委員長 ありがとうございます。それでは、募集要項に関するご意見やご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

委員全員 (意見等なし)

長光委員長 ご意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。

「令和7年度京都市葵児童館及び京都市ひとり親家庭支援センター指定管理者募集要項」の取扱について、了承いただけますでしょうか。

委員全員 (異議なし)

長光委員長 それでは、この案件については事務局及び所管課の説明のとおりと致します。

長光委員長 次に、「令和7年度京都市学童保育所募集要項」について審議します。それでは事務局お願いします。

事務局 募集要項の審査項目等の概要については、先ほどの2つの募集要項と同様のため省略し、学童保育所の概要等について、所管課から説明させていただきます。

事業所管課 (育成推進課から施設の概要等を説明)

長 光 委 員 長 ありがとうございます。それでは、募集要項に関するご意見やご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 全 員 (意見等なし)

長 光 委 員 長 ご意見がないようでしたら採決に入らせていただきます。
「令和7年度京都市学童保育所指定管理者募集要項」の取扱いについて、了承いただけますでしょうか。

委 員 全 員 (異議なし)

長 光 委 員 長 それでは、この案件については事務局及び所管課の説明のとおりと致します。
本日の審議は以上で終了でございます。

5 閉会（事務局挨拶）